

市第51号議案

横浜市環境影響評価条例の一部改正

横浜市環境影響評価条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年12月 6 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市環境影響評価条例の一部を改正する条例

横浜市環境影響評価条例（平成22年12月横浜市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第58条第1項中「いう。）」及び「当該方法書」の次に「及びこれを要約した書類」を、「写しを」の次に「当該」を加え、同条第2項中「第10条第2項」の次に「又は第4項」を加え、同条第3項中「書面を」の次に「当該」を加える。

第59条第1項中「いう。）」及び「当該準備書」の次に「及びこれを要約した書類」を、「写しを」の次に「当該」を加え、同条第2項中「第20条第2項」の次に「又は第4項」を、「において」の次に「これらの規定を」を加え、同条第3項中「写しを」の次に「当該」を加え、同条第6項中「書面を」の次に「当該」を加える。

第65条第4項を削る。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

提 案 理 由

環境影響評価法の一部改正に伴い、法対象事業に係る市長の意見

形成の手續に関し必要な事項を定める等のため、横浜市環境影響評価条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市環境影響評価条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（法対象事業に係る方法書に対する市長の意見形成の手続）

第 58 条 市長は、法第 6 条第 1 項の規定により、法第 5 条第 1 項の環境影響評価方法書（以下この条において「方法書」という。）及びこれを要約した書類の送付を受けたときは、その旨を公告するとともに、当該方法書及びこれを要約した書類の写しを当該公告の日から起算して 45 日間一般の縦覧に供するものとする。

2 市長は、法第 10 条第 2 項又は第 4 項の規定により意見を述べるときは、審査会に対し、当該方法書について環境の保全の見地から調査審議させるため諮問しなければならない。

3 市長は、前項の意見を述べたときは、その旨を公告し、当該意見を記載した書面を当該公告の日から起算して 30 日間一般の縦覧に供するものとする。

（法対象事業に係る準備書に対する市長の意見形成の手続）

第 59 条 市長は、法第 15 条の規定により、法第 14 条第 1 項の環境影響評価準備書（以下この条において「準備書」という。）及びこれを要約した書類の送付を受けたときは、その旨を公告するとともに、当該準備書及びこれを要約した書類の写しを当該公告の日から起算して 45 日間一般の縦覧に供するものとする。

2 市長は、法第 20 条第 2 項又は第 4 項（法第 48 条第 2 項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により意見を述べるときは、審査会に対し、当該準備書について環境の保全の見地から調査審議させるため諮問しなければならない。

- 3 市長は、法第 19 条の規定により準備書についての意見の概要及び当該意見についての法対象事業者の見解を記載した書類の送付を受けたときは、その旨を公告するとともに、当該書類の写しを当該公告の日から起算して 15 日間一般の縦覧に供するものとする。ただし、法第 18 条第 1 項の意見がなかった場合は、当該意見がなかった旨の公告のみ行うものとする。

(第 4 項及び第 5 項省略)

- 6 市長は、第 2 項の意見を述べたときは、その旨を公告し、当該意見を記載した書面を当該公告の日から起算して 30 日間一般の縦覧に供するものとする。

(公表)

第 65 条 (第 1 項から第 3 項まで省略)

-
- 4 第 1 項の規定による公表については、横浜市行政手続条例（平成 7 年 3 月横浜市条例第 15 号）第 36 条第 2 項の規定は、適用しない。